

令和 8 年度京田辺市乳児等通園支援事業所の利用定員の設定について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

乳児等通園支援事業とは、生後 6 か月から満 3 歳未満の保育所等に通っていない未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間を上限として保育所等を利用でき、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

2 利用定員について

国が定める子ども・子育て支援法においては、市長は乳児等通園支援を行う者に対し、子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めることとされています。

3 利用定員の設定に係る国の考え方

- ・ 1 時間当たりの利用定員を設定する。
- ・ 利用児童の利用時間、事業所の開所日数・時間その他事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を設定する。

4 令和 8 年度における利用定員の設定

(1) 京田辺市立河原こども園

区分	算出方法	利用定員
1 時間当たりの利用定員	—	3 人
1 月当たりの利用定員 (月間延べ利用可能数)	3 人 × 4 4 時間	1 3 2 人

< 当施設での受入体制（設定条件） >

- ・ 開所日：平日
- ・ 開所日数：月 2 2 日
- ・ 開所時間：9 時～1 1 時（1 日 2 時間）
- ・ 月間開所時間：4 4 時間（2 2 日 × 2 時間）

(参考)

○ 京田辺市立三山木保育所の利用定員の設定

区分	算出方法	利用定員
1 時間当たりの利用定員	—	3 人
1 月当たりの利用定員 (月間延べ利用可能数)	3 人 × 4 4 時間	1 3 2 人

< 当施設での受入体制 (設定条件) >

- ・ 開所日：平日
- ・ 開所日数：月 2 2 日
- ・ 開所時間：9 時～1 1 時 (1 日 2 時間)
- ・ 月間開所時間：4 4 時間 (2 2 日 × 2 時間)

○ 京田辺市立大住こども園の利用定員の設定

区分	算出方法	利用定員
1 時間当たりの利用定員	—	3 人
1 月当たりの利用定員 (月間延べ利用可能数)	3 人 × 4 4 時間	1 3 2 人

< 当施設での受入体制 (設定条件) >

- ・ 開所日：平日
- ・ 開所日数：月 2 2 日
- ・ 開所時間：9 時～1 1 時 (1 日 2 時間)
- ・ 月間開所時間：4 4 時間 (2 2 日 × 2 時間)